

昭和六十三年文部省・厚生省令第二号

臨床工学技士学校養成所指定規則

臨床工学技士法（昭和六十二年法律第六十号）第三十六条の規定に基づき、臨床工学技士学校養成所指定規則を次のように定める。

（この省令の趣旨）

第一条 臨床工学技士法（昭和六十二年法律第六十号。以下「法」という。）第十四条第一号から第三号までの規定に基づく学校又は臨床工学技士養成所（以下「養成所」という。）の指定に関しては、この省令の定めるところによる。

2 前項の学校とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校及びこれに附設される同法第二百二十四条に規定する専修学校又は同法第二百三十四条第一項に規定する各種学校をいう。

（指定の申請手続）

第二条 学校又は養成所について、文部科学大臣又は都道府県知事（以下「行政庁」という。）の指定を受けようとするときは、その設置者は、次に掲げる事項（地方公共団体（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人を含む。）の設置する学校又は養成所にあつては、第十一号に掲げる事項を除く。）を記載した申請書を行政庁に提出しなければならない。

一 設置者の氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）

二 名称

三 位置

四 設置年月日

五 学則

六 長の氏名及び履歴

七 教員の氏名、履歴及び担当科目並びに専任又は兼任の別

八 校舎の各室の用途及び面積並びに建物の配置図及び平面図

九 教授用及び実習用の機械器具、標本、模型及び図書の目録

十 実習施設の名称、位置及び開設者の氏名（法人にあつては、名称）並びに当該施設における実習用設備の概要（施設別に記載すること。）

十一 収支予算及び向う二年間の財政計画

2 前項の申請書には、同項第十号に掲げる施設における実習を承諾する旨の当該施設の開設者の承諾書を添えなければならない。

（変更の承認及び届出）

第三条 文部科学大臣の指定を受けた学校又は都道府県知事の指定を受けた養成所（以下「指定施設」という。）の設置者は、前条第一項第五号に掲げる事項（修業年限、教育課程及び入学定員又は入所定員に関する事項に限る。）若しくは同項第八号に掲げる事項又は同項第十号に掲げる施設を変更しようとするときは、行政庁に申請し、その承認を受けなければならない。

2 前条第二項の規定は、前項の実習施設の変更の承認の申請に準用する。

3 指定施設の設置者は、前条第一項第一号から第三号までに掲げる事項又は同項第五号に掲げる事項（修業年限、教育課程及び入学定員又は入所定員に関する事項を除く。）に変更があつたときは、一月以内に、行政庁に届け出なければならない。

（学校及び養成所の指定基準）

第四条 法第十四条第一号の学校及び養成所の指定基準は、次のとおりとする。

一 学校教育法第九十条第一項に規定する者（法第十四条第一号に規定する文部科学大臣の指定を受けようとする学校が大学である場合において、当該大学が学校教育法第九十条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）又は法附則第四条に規定する者であることを入学又は入所の資格とするものであること。

二 修業年限は、三年以上であること。

三 教育の内容は、別表第一に定めるもの以上であること。

四 別表第一に掲げる各教育内容を教授するのに適当な数の教員を有し、かつ、そのうち六人（一学年に二学級以上を有する学校又は養成所にあつては、一学級増すごとに三を加えた数）以上は、医師、臨床工学技士、工学修士又は養成所を有する者又はこれと同等以上の学識経験を有する者（以下「医師等」という。）である専任教員であること。ただし、医師等である専任教員の数は、当該学校又は養成所が設置された年度にあつては四人（一学年に二学級以上を有する学校又は養成所にあつては、一学級増すごとに一を加えた数）、その翌年度にあつては五人（一学年に二学級以上を有する学校又は養成所にあつては、一学級増すごとに二を加えた数）とすることができる。

五 医師等である専任教員のうち少なくとも三人は、免許を受けた後五年以上法第二条第二項に規定する業務を業として行つた臨床工学技士（以下「業務経験五年以上の臨床工学技士」という。）であること。ただし、業務経験五年以上の臨床工学技士である専任教員の数は、当該学校又は養成所が設置された年度にあつては一人、その翌年度にあつては二人とすることができる。

六 一学級の定員は、十人以上四十人以下であること。

七 同時に授業を行う学級の数を下らない数の専用の普通教室を有すること。

八 適当な広さの専用の実習室及び図書室を有すること。

九 教育上必要な機械器具、標本、模型及び図書を有すること。

十 臨床実習を行うのに適当な病院を実習施設として利用しうること及び当該実習について適当な実習指導者の指導が行われること。

十一 専任の事務職員を有すること。

十二 管理及び維持経営の方法が確実であること。

2 法第十四条第二号の学校及び養成所の指定基準は、次のとおりとする。

一 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基づく大学又は臨床工学技士法施行規則（昭和六十三年厚生省令第十九号）第十三条各号に掲げる学校、文教研修施設若しくは養成所において二年（高等専門学校にあつては、五年）以上修業し、かつ、厚生労働大臣の指定する科目を修めた者であることを入学又は入所の資格とするものであること。

二 修業年限は、一年以上であること。

三 教育の内容は、別表第二に定めるもの以上であること。

四 別表第二に掲げる各教育内容を教授するのに適当な数の教員を有し、かつ、そのうち四人（一学年に二学級以上を有する学校又は養成所にあつては、一学級増すごとに一を加えた数）以上は、医師等である専任教員であること。

五 医師等である専任教員のうち少なくとも一人は、業務経験五年以上の臨床工学技士であること。

六 前項第六号から第十二号までに該当するものであること。

法第十四条第三号の学校及び養成所の指定基準は、次のとおりとする。

一 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令に基づく大学又は臨床工学技士法施行規則第十四条各号に掲げる学校、文教研修施設若しくは養成所において一年（高等専門学校にあつては、四年）以上修業し、かつ、厚生労働大臣の指定する科目を修めた者であることを入学又は入所の資格とするものであること。

二 修業年限は、二年以上であること。

三 教育の内容は、別表第二に定めるもの以上であること。

四 別表第二に掲げる各教育内容を教授するのに適当な数の教員を有し、かつ、そのうち五人（一学年に二学級以上を有する学校又は養成所にあつては、一学級増すごとに二を加えた数）以上は、医師等である専任教員であること。ただし、医師等である専任教員の数は、当該学校

又は養成所が設置された年度にあつては四人（一学年に二学級以上を有する学校又は養成所にあつては、一学級増すごとに一を加えた数）とすることができる。

五 医師等である専任教員のうち少なくとも二人は、業務経験五年以上の臨床工学技士であること。ただし、業務経験五年以上の臨床工学技士である専任教員の数は、当該学校又は養成所が設置された年度にあつては一人とすることができる。

六 第一項第六号から第十二号までに該当するものであること。

（報告）

第五条 指定施設の設置者は、毎学年度開始後二月以内に次に掲げる事項を行政庁に報告しなければならない。

- 一 当該学年度の学年別学生数
- 二 前学年度における教育実施状況の概要
- 三 前学年度の卒業者数

（報告の徴収及び指示）

第六条 行政庁は、指定施設につき必要があると認めるときは、その設置者又は長に対して報告を求めることができる。

2 行政庁は、指定施設の教育の内容、教育の方法、施設、設備その他が適当でないと認めるときは、その設置者又は長に対して必要な指示をすることができる。

（指定の取消し）

第七条 指定施設が第四条に規定する基準に適合しなくなつたとき又はその設置者若しくは長が前条第二項の規定による指示に従わないときは、行政庁は、指定施設の指定を取り消すことができる。

（指定取消しの申請手続）

第八条 指定施設について、行政庁の指定の取消しを受けようとするときは、その設置者は、次に掲げる事項を記載した申請書を行政庁に提出しなければならない。

- 一 指定の取消しを受けようとする理由
- 二 指定の取消しを受けようとする予定期日
- 三 在学中の学生があるときは、その措置

（国立大学法人の設置する学校及び国の設置する養成所の特例）

第九条 国立大学法人（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。以下この条において同じ。）の設置する学校又は国の設置する養成所については、次の表の上欄に掲げる規定中の字句で、同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄の字句と読み替えるものとする。

第二条第一項 設置者	
次に掲げる事項（地方公共団体（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八條第一項に規定する公立大学法人を含む。）の設置する学校又は養成所にあつては、第十一号に掲げる事項を除く。）を記載した申請書を行政庁に提出しなければならない。	所管大臣（国立大学法人の設置する学校にあつては、設置者である国立大学法人。以下同じ。）
第二条第二項 申請書	
設置者	書面
第三条第一項	
行政庁に申請し、その承認を受けなければならない。	所管大臣 行政庁に協議するものとする。
第三条第二項 承認の申請	
	協議

第三条第三項

設置者

前条第一項第一号から第三号まで

行政庁に届け出なければならない。

設置者

行政庁に報告しなければならない。

設置者又は長

設置者又は長

指示

指示

第四

き又はその設置者若しくは長が前条第二項の規定による指示に従わないとき

設置者

次に掲げる事項を記載した申請書を行政庁に提出しなければならない。

所管大臣

次に掲げる事項を記載した書面をもつて行政庁に申し出るものとする。

附則

（施行期日）

1 この省令は、昭和六十三年四月一日から施行する。

（学校又は養成所の指定基準の経過的特例）

2 第四条第一項第五号の規定（同条第二項第五号及び第三項第五号において引用する場合を含む。）は、昭和七十年三月三十一日までの間は、適用しない。

附則（平成六年三月三〇日文部省・厚生省令第一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二年一〇月二〇日文部省・厚生省令第五号）

この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附則（平成一三年一二月二七日文部科学省令第八〇号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十四年四月一日から施行する。

附則（平成一六年三月二六日文部科学省・厚生労働省令第三号）

（施行期日）

1 この省令は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、第四条第三項及び同項に係る別表第三の改正規定並びに別表第四を削る改正規定は、平成十七年四月一日から、同条第二項及び同項に係る別表第三の改正規定は、平成十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の際現に指定を受けている学校又は臨床工学技士養成所及び臨床工学技士学校養成所指定規則第二条の規定により主務大臣に対して行われている申請に係る学校又は臨床工学技士養成所がこの省令による改正後の第四条第一項第四号、第二項第四号及び第三項第四号の規定により有すべき専任教員の数及び要件については、これらの規定にかかわらず、平成二十一年三月三十一日までの間は、なお従前の例によることができる。

3 この省令の施行の際現に指定を受けている学校又は臨床工学技士養成所及び臨床工学技士学校養成所指定規則第二条の規定により主務大臣に対して行われている申請に係る学校又は臨床工学技士養成所がこの省令による改正後の第四条第一項第五号、第二項第五号及び第三項第五号の規定により有すべき専任教員の数及び要件については、これらの規定にかかわらず、平成十九年三月三十一日までの間は、なお従前の例によることができる。

4 この省令の施行の際現に指定を受けている学校又は臨床工学技士養成所において臨床工学技士として必要な知識及び技能を修得中の者に係る教育の内容については、この省令による改正後の別表第一、別表第三及び別表第四の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附 則（平成一六年三月三一日文部科学省・厚生労働省令第四号）

この省令は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則（平成一九年一二月二五日文部科学省・厚生労働省令第二号）

この省令は、学校教育法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十九年十二月二十六日）から施行する。

附 則（平成二七年三月三一日文部科学省・厚生労働省令第二号）

1 この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の日（以下この項において「施行日」という。）前にこの省令による改正前のそれぞれの省令の規定によりされた指定等の処分その他の行為（以下この項において「処分等の行為」という。）又はこの省令の施行の際現にこの省令による改正前のそれぞれの省令の規定によりされている指定等の申請その他の行為（以下この項において「申請等の行為」という。）で、施行日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、施行日以後におけるこの省令による改正後のそれぞれの省令の適用については、この省令による改正後のそれぞれの省令の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

3 この省令の施行前にこの省令による改正前のそれぞれの省令の規定により国に対して届出その他の手続をしなければならない事項で、この省令の施行の日前にその手続がされていないものについては、これを、この省令による改正後のそれぞれの省令の相当規定により地方公共団体の相当の機関に対して届出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この省令による改正後のそれぞれの省令の規定を適用する。

附 則（令和四年三月三一日文部科学省・厚生労働省令第一号）

（施行期日）

第一条 この省令は、令和四年四月一日から施行する。

（法第十四条第一号の学校及び養成所に関する経過措置）

第二条 この省令の施行の日において現に臨床工学技士法（昭和六十二年法律第六十号。以下「法」という。）第十四条第一号の指定を受けている学校又は養成所において臨床工学技士として必要な知識及び技能を修得中の者に係る教育の内容については、この省令による改正後の臨床工学技士学校養成所指定規則（以下「新規則」という。）第四条第一項第三号並びに別表第一及び別表第三の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 この省令の施行の日において現に法第十四条第一号の指定を受けている学校又は養成所が実習施設として利用する病院に係る実習用設備については、この省令による改正前の臨床工学技士学校養成所指定規則（以下「旧規則」という。）第四条第一項第十一号及び別表第二の規定は、令和七年三月三十一日までの間は、なおその効力を有する。

3 前項の規定にかかわらず、臨床工学技士学校養成所指定規則第二条第一項第十号に掲げる実習施設を変更しようとする前項に規定する学校又は養成所の設置者は、令和七年四月一日前においても、同令第三条第一項（同令第九条の規定により読み替えて適用する場合を含む。次条第四項及び附則第四条第四項において同じ。）の規定の例により、変更の承認の申請又は協議をすることができる。

4 文部科学大臣又は都道府県知事は、前項の申請があつた場合には、令和七年四月一日前においても、臨床工学技士学校養成所指定規則第三条第一項の規定の例により、変更の承認をすることができる。この場合において、当該変更の承認は、令和七年四月一日にその効力を生ずる。

（法第十四条第二号の学校及び養成所に関する経過措置）

第三条 法第十四条第二号の学校及び養成所に係る指定基準については、令和六年三月三十一日までの間は、新規則の規定は適用せず、旧規則の規定は、なおその効力を有する。

2 令和六年四月一日において法第十四条第二号の指定を受けている学校又は養成所において臨床工学技士として必要な知識及び技能を修得中の者に係る教育の内容については、新規則第四条第二項第三号並びに別表第二及び別表第三の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 令和六年四月一日において法第十四条第二号の指定を受けている学校又は養成所が実習施設として利用する病院に係る実習用設備については、旧規則第四条第一項第十一号及び第二項第六号並びに別表第二の規定は、令和七年三月三十一日までの間は、なおその効力を有する。

4 前項の規定にかかわらず、臨床工学技士学校養成所指定規則第二条第一項第十号に掲げる実習施設を変更しようとする前項に規定する学校又は養成所の設置者は、令和七年四月一日前においても、同令第三条第一項の規定の例により、変更の承認の申請又は協議をすることができる。

5 文部科学大臣又は都道府県知事は、前項の申請があつた場合には、令和七年四月一日前においても、臨床工学技士学校養成所指定規則第三条第一項の規定の例により、変更の承認をすることができる。この場合において、当該変更の承認は、令和七年四月一日にその効力を生ずる。

（法第十四条第三号の学校及び養成所に関する経過措置）

第四条 法第十四条第三号の学校及び養成所に係る指定基準については、令和五年三月三十一日までの間は、新規則の規定は適用せず、旧規則の規定は、なおその効力を有する。

2 令和五年四月一日において法第十四条第三号の指定を受けている学校又は養成所において臨床工学技士として必要な知識及び技能を修得中の者に係る教育の内容については、新規則第四条第三項第三号並びに別表第二及び別表第三の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 令和五年四月一日において法第十四条第三号の指定を受けている学校又は養成所が実習施設として利用する病院に係る実習用設備については、旧規則第四条第一項第十一号及び第三項第六号並びに別表第二の規定は、令和七年三月三十一日までの間は、なおその効力を有する。

4 前項の規定にかかわらず、臨床工学技士学校養成所指定規則第二条第一項第十号に掲げる実習施設を変更しようとする前項に規定する学校又は養成所の設置者は、令和七年四月一日前においても、同令第三条第一項の規定の例により、変更の承認の申請又は協議をすることができる。

5 文部科学大臣又は都道府県知事は、前項の申請があつた場合には、令和七年四月一日前においても、臨床工学技士学校養成所指定規則第三条第一項の規定の例により、変更の承認をすることができる。この場合において、当該変更の承認は、令和七年四月一日にその効力を生ずる。

附 則（令和四年九月三〇日文部科学省・厚生労働省令第三号）

この省令は、令和四年十月一日から施行する。

別表第一（第四条関係）

基礎分野		専門基礎分野		専門分野	
科学的思考の基盤 人間と生活 社会の理解		人体の構造及び機能 臨床工学に必要な医学的基礎 臨床工学に必要な理工学的基礎 臨床工学に必要な医療情報技術とシステム工学の基礎		医用生体工学 医用機器学及び臨床支援技術 生体機能代行技術学 医療安全管理学 関連臨床医学 臨床実習	
七		九		七	
七		六		七	
六		七		七	
十二		七		七	
七		七		七	
七		七		七	
七		七		七	
七		七		七	
七		七		七	
七		七		七	
七		七		七	
七		七		七	
七		七		七	
七		七		七	
七		七		七	
七		七		七	
七		七		七	
七		七		七	
七		七		七	
七		七		七	
七		七		七	
七		七		七	
七		七		七	
七		七		七	
七		七		七	
七		七		七	
七		七		七	
七		七		七	
七		七		七	
七		七		七	
七		七		七	
七		七		七	
七		七		七	
七		七		七	
七		七		七	
七		七		七	
七		七		七	
七		七		七	
七		七		七	
七		七		七	
七		七		七	
七		七		七	
七		七		七	
七		七		七	
七		七		七	
七		七		七	
七		七		七	
七		七		七	
七		七		七	
七		七		七	
七		七		七	
七		七		七	
七		七		七	
七		七		七	
七		七		七	
七		七		七	
七		七		七	
七		七		七	
七		七		七	
七		七		七	
七		七		七	
七		七		七	
七		七		七	
七		七		七	
七		七		七	
七		七		七	
七		七		七	
七		七		七	
七		七		七	
七		七		七	
七		七		七	
七		七		七	
七		七		七	
七		七		七	
七		七		七	
七		七		七	
七		七		七	
七		七		七	
七		七		七	
七		七		七	
七		七		七	
七		七		七	
七		七		七	
七		七		七	
七		七		七	
七		七		七	
七		七		七	
七		七		七	
七		七		七	
七		七		七	
七		七		七	
七		七		七	
七		七		七	
七		七		七	
七		七		七	
七		七		七	
七		七		七	
七		七		七	
七		七		七	
七		七		七	
七		七		七	
七		七		七	
七		七		七	
七		七		七	
七		七		七	
七		七		七	
七		七		七	
七		七		七	
七		七		七	
七		七		七	
七		七		七	
七		七		七	
七		七		七	
七		七		七	
七		七		七	
七		七		七	
七		七		七	
七		七		七	
七		七		七	
七		七		七	
七		七		七	
七		七		七	
七		七		七	
七		七		七	
七		七		七	
七		七		七	
七		七		七	
七		七		七	
七		七		七	
七		七		七	
七		七		七	
七		七		七	
七		七		七	
七		七		七	
七		七		七	
七		七		七	
七		七		七	
七		七		七	
七		七		七	
七		七		七	
七		七		七	
七		七		七	
七		七		七	
七		七		七	
七		七		七	
七		七		七	
七		七		七	
七		七		七	
七		七		七	
七		七		七	
七		七		七	
七		七		七	
七		七		七	
七		七		七	
七		七		七	
七		七		七	
七		七		七	
七		七		七	
七		七		七	
七		七		七	
七					

合計

百一

備考

一 単位の計算方法は、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第二十一条第二項の規定の例による。この場合において、実験、実習又は実技による授業に係る単位の計算方法については、同項中「第二十五条第一項に規定する」とあるのは「実験、実習又は実技の」と、「おおむね十五時間」とあるのは「三十時間」と読み替えるものとする。

二 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令に基づく大学又は臨床工学技士法施行規則第十四条各号に掲げる学校、文教研修施設若しくは養成所において既に履修した科目については、免除することができる。

三 複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、臨床実習七単位以上及び臨床実習以外の教育内容九十四単位以上（うち基礎分野十四単位以上、専門基礎分野三十八単位以上及び専門分野四十二単位以上）であるときは、この表の教育内容ごとの単位数にやらないことができる。

四 医用生体工学、医用機器学及び臨床支援技術、生体機能代行技術学並びに医療安全管理学の講義における医学的領域と工学的領域の時間配分は、おおむね二分の一ずつとするものとする。

五 臨床実習の単位数には、血液浄化療法に関する実習の一単位、呼吸療法に関する実習及び循環器に関する実習の二単位並びに治療機器に関する実習及び医療機器管理業務に関する実習の二単位を含むものとする。

六 呼吸療法に関する実習及び循環器に関する実習においては、必ず集中治療室及び手術室における実習を含むものとする。

七 循環器に関する実習においては、必ず人工心肺装置を用いた実習を含むものとする。

八 臨床実習を実施する前に、臨床実習を行うために必要な技能及び態度が修得されていることを確認するための実技試験及び指導を必ず行うものとする。

九 臨床実習を実施した後に、臨床実習において修得すべき技能及び態度が修得されていることを確認するための実技試験及び指導を必ず行うものとする。

十 別表第三の上欄に掲げる実習の区分に応じ、同表の中欄に掲げる行為を必ず実施させ、かつ、同表の下欄に掲げる行為を必ず見学させるものとする。

別表第二（第四条関係）

教育内容

専門基礎分野

人体の構造及び機能

専門分野

臨床工学に必要な医学的基礎

臨床工学に必要な理工学的基礎

臨床工学に必要な医療情報技術とシステム工学の基礎

医用生体工学

医用機器学及び臨床支援技術

生体機能代行技術学

医療安全管理学

関連臨床医学

臨床実習

合計

八十七

単位数

六

九

十六

七

七

十二

六

七

七

八十七

備考

一 単位の計算方法は、大学設置基準第二十一条第二項の規定の例による。この場合において、実験、実習又は実技による授業に係る単位の計算方法については、同項中「第二十五条第一項に規定する」とあるのは「実験、実習又は実技の」と、「おおむね十五時間」とあるのは「三十時間」と読み替えるものとする。

二 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令に基づく大学又は臨床工学技士法施行規則第十四条各号に掲げる学校、文教研修施設若しくは養成所において既に履修した科目については、免除することができる。

三 複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、臨床実習七単位以上及び臨床実習以外の教育内容八十単位以上（うち専門基礎分野三十八単位以上及び専門分野四十二単位以上）であるときは、この表の教育内容ごとの単位数にやらないことができる。

四 医用生体工学、医用機器学及び臨床支援技術、生体機能代行技術学並びに医療安全管理学の講義における医学的領域と工学的領域の時間配分は、おおむね二分の一ずつとするものとする。

五 臨床実習の単位数には、血液浄化療法に関する実習の一単位、呼吸療法に関する実習及び循環器に関する実習の二単位並びに治療機器に関する実習及び医療機器管理業務に関する実習の二単位を含むものとする。

六 呼吸療法に関する実習及び循環器に関する実習においては、必ず集中治療室及び手術室における実習を含むものとする。

七 循環器に関する実習においては、必ず人工心肺装置を用いた実習を含むものとする。

八 臨床実習を実施する前に、臨床実習を行うために必要な技能及び態度が修得されていることを確認するための実技試験及び指導を必ず行うものとする。

九 臨床実習を実施した後に、臨床実習において修得すべき技能及び態度が修得されていることを確認するための実技試験及び指導を必ず行うものとする。

十 別表第三の上欄に掲げる実習の区分に応じ、同表の中欄に掲げる行為を必ず実施させ、かつ、同表の下欄に掲げる行為を必ず見学させるものとする。

別表第三（第四条関係）

実習

呼吸療法関連実習

人工呼吸装置の点検

点検

点検

点検

点検

点検

点検

点検

点検

点検

点検

点検

点検

点検

点検

点検

点検

点検

点検

点検

点検

点検

点検

点検

点検

点検

点検

点検

点検

見学させる行為

呼吸療法に使用する機器及び回路、呼吸療法の実施に必要な薬剤並びに当該機器の運転条件及び監視条件に関する医師の指示の確認

呼吸療法に使用する機器及び薬剤の準備

人工呼吸装置の組立

人工呼吸装置の運転条件及び監視条件の設定及び変更

呼吸療法における監視機器を用いた患者観察

呼吸療法に使用する機器及び物品の消毒並びに使用した物品の廃棄

血液浄化療法に使用する機器及び回路、血液浄化療法の実施に必要な薬剤並びに当該機器の運転条件及び監視条件に関する医師の指示の確認

血液浄化療法に使用する機器の準備

血液浄化装置の組立並びに回路の洗浄及び充填

血液浄化装置の穿刺針その他の先端部のシャント、表在化された動脈又は表在静脈への穿刺及び除去

血液浄化装置の運転条件及び監視条件の設定及び変更

血液浄化療法に使用する機器を用いた血液浄化療法の実施に必要な採血

血液浄化療法における血液、補液及び薬剤の投与量の設定及び変更

血液浄化療法における監視機器を用いた患者観察

血液浄化療法における監視機器を用いた患者観察

血液浄化療法における監視機器を用いた患者観察

血液浄化療法における監視機器を用いた患者観察

血液浄化療法における監視機器を用いた患者観察

血液浄化療法における監視機器を用いた患者観察

血液浄化療法における監視機器を用いた患者観察

血液浄化療法における監視機器を用いた患者観察

血液浄化療法における監視機器を用いた患者観察

血液浄化療法における監視機器を用いた患者観察

血液浄化療法における監視機器を用いた患者観察

血液浄化療法における監視機器を用いた患者観察

血液浄化療法における監視機器を用いた患者観察

血液浄化療法における監視機器を用いた患者観察

血液浄化療法における監視機器を用いた患者観察

血液浄化療法における監視機器を用いた患者観察

血液浄化療法における監視機器を用いた患者観察

		血液浄化療法に使用する機器及び物品の消毒並びに使用した機器及び物品の廃棄
ペースメーカー関連実習	ペースメーカーの点検	
集中治療関連実習	生命維持管理装置の点検	生命維持管理装置、集中治療に使用する機器及び回路並びに集中治療の実施に必要な薬剤の準備
手術関連実習（周期を含む。）	手術関連機器の点検	生命維持管理装置の組立並びに回路の洗浄及び充填
鏡視下手術における視野確保関連実習	内視鏡手術システムの点検	
心・血管カテーテル治療関連実習	カテーテル関連機器の点検	
保守点検関連実習	点検の実施	

備考

一 この表の中欄に掲げる行為により点検を行った場合であつて、当該人工呼吸装置、人工心肺装置、補助循環装置、血液浄化装置、ペースメーカー、生命維持管理装置、手術関連機器、内視鏡手術システム、カテーテル関連機器その他の機器等を診療の用に供するときは、実習指導者による確認が必要であること。

二 この表の下欄に掲げる行為の見学は、患者の同意を得て行うこと。